

農業法人等に対する市の支援策について

【背景とねらい】

恵那市はこれまで、地域農業振興の観点から、認定農業者や営農組織といった地域の中心的な担い手を中心にハード・ソフト問わず様々な補助支援を行ってきた。今後、農業者の高齢化による後継者不足により、産業としての農業の弱体化が懸念される中、市の産業振興会議においてもさらなる産業基盤の強化として法人による農業参入の必要性についても触れられている。

そこで、本市においても、高収益な生産体制を確立するために新たに立地及び再投資を行う農業法人等に対して、施設・機械設備の導入経費および再投資に対する支援を講ずることにより、市内農業算出額の増大と農業者の所得向上を促進し、もって本市農業の振興に資することを期待する。

【支援策の概要】

本目的を達成するため、企業等の立地と再投資を促進する目的で設けられている「恵那市企業等立地促進条例」を一部改正し必要な要件を追加する。（★下線部分が新たに追加される項目）

➤対象者；営利を目的とした事業所を設ける法人又は個人。ただし、農業においては認定農業者および人農地プランに位置づけられた法人又は個人並びに農業協同組合。

➤対象となる要件；①立地場所 農業系地域（農振農用地）
②業 種 農 業
③投資規模 新規の場合・・・2億円以上（中小企業1億円以上）
再投資・・・1億円以上（〃0.5億円以上）

➤奨励金；①5年間、固定資産税相当額を交付
②投下資本額の10%以内（最大0.5億円）を交付

【奨励金交付について】

事業計画書を「産業開発審議会」に提出し、認定を受ける。農場運営開始後、6ヶ月以内に奨励措置適用申請を行う。

【条例】

令和2年3月議会にて企業等立地促進条例の一部改正を提案。4月1日施行予定。